別記第7号様式(第7条関係)

福祉電話・ファックス使用貸借契約書

貸主産山村（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）とは、産山村重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱により貸与されることとなった　　　　　　　の使用貸借について次のとおり契約を締結する。

（貸与物件）

**第1条**　甲は、乙に　　　　　　　貸与する。

（誠実使用義務）

**第2条**　乙は、善良な管理者の注意をもって貸与された　　　　　　　を維持管理するものとし、当該　　　　　　　を転貸するなど目的外に使用してはならない。

（費用）

**第3条**　　　　　　　の使用料、通話料、移転料及び機器破損修理料その他使用に伴って生じる費用は、乙の負担とする。

（報告）

**第4条**　乙は、次の場合には、甲にその状況等を報告し、その指示に従うものとする。

⑴　　　　　　　の全部又は一部をき損し、もしくは滅失したとき。

⑵　　　　　　　の設置場所を移転（同一家庭内の移転を除く。）しようとするとき。

（返還）

**第5条**　乙は、次の場合、　　　　　　　を甲に返還しなければならない。

⑴　　　　　　　を必要としなくなったとき。

⑵　現住所から、村外に移転するとき。

（契約の義務違反）

**第6条**　甲は、乙がこの契約の条項に違反したときは、　　　　　　　の返還を命じることができる。

（契約期間）

**第7条**　契約期間は、　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までとする。ただし、契約期間の末日までに、甲又は、乙が別段の意思表示をしないときは、この契約を1年更新したものとみなし、以後同様とする。

（疑義等の解決）

**第8条**　この契約について疑義があるとき、又はこの契約に定めない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

年　　　月　　　日

甲　　　産山村長　　　　　　　　　　　　　印

乙

印